

【議事概要】第9回 亀山市人権施策審議会

【開催日時等】

- ◆日 時 平成27年9月10日（木） 19:25～20:55
- ◆場 所 亀山市役所 3階 理事者控室
- ◆出席委員（敬称略）：
藤原正範 不破為和 浜野芳美 田中義雄 宮崎みつ子 榎谷英一
- ◆欠席委員（敬称略）：青シゲミ 岡安祐子 佐藤和夫 福永磨子 明石澄子
- ◆事務局：文化振興局長 共生社会推進室長 共生社会推進室主査
- ◆傍聴者：2名

【協議事項等】

- ◆会長挨拶
- ◆協議事項
 - (1) 前回審議会の議事録の確認について
 - ・前回審議会の議事録について、各々で確認いただき、お気付きの点があれば後日連絡をお願いします。
 - (2) 「亀山市人権施策基本方針（案）」について
 - 前回の資料から修正あるいは追記した箇所について、事務局より説明。
 - ・数箇所、表現の微修正を行った。（P8の5行目「ひとりひとり」を「一人ひとり」に統一、P9の13行目「定めました」を「定めています」に変更、P6の体系図ではそれぞれの項目を●から(1)などの表記に変更、P33の各項目も○から(1)などの表記に変更、P18の4行目「心身ともに」を削除等）
 - ・条約名、法律名、条例名、固有名称等で、分かりづらいものについては基本的に「 」を用いて表記するものとする。
 - ・基本方針の修正が必要ということではないが、①精神障がい者が社会入院せずに地域で生活するようになってくることに伴う人権問題に関する事、②家庭の貧困問題は、子どもや女性、高齢者、障がい者の人権問題の根底の部分に関係しているということ、についての議論がなされた。
 - (3) 答申及び今後のスケジュール等について
 - ・答申文書について、下記事項2中、「亀山市職員」を「亀山市の職員及び教職員」とする。

- 9月14日(月)に亀山市議会 教育民生委員会に資料提出し説明、その後、本日の審議を踏まえて修正し、再度委員の皆さまに郵送して確認いただいた上で、9月20日前後の日付けで答申書を提出(9月30日に会長、副会長で市長を訪問いただき答申に当たっての意見交換を予定)、9月25日(金)～10月26日(月)でパブリックコメント実施というスケジュールです。パブリックコメント後に、出された意見を受けての基本方針の修正の有無等を協議いただくため、最後にもう1回審議会を開催いたします。